

議案第六十号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜

港区特定公共賃貸住宅シティハイツ港南

港区特定公共賃貸住宅シティハイツ竹芝

港区特定公共賃貸住宅シティハイツ桂坂

港区特定公共賃貸住宅シティハイツ神明

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

東急コミュニティー・東急セキュリティ共同事業体

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号株式会社東急コミュニティー内

三 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで

(説明)

特定公共賃貸住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。